

第127号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成26年度」を「平成31年度」に改める。

第4条中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。